

# 宇治市人事行政の運営等の状況報告書

令和4年11月

宇治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条に基づき、宇治市人事行政の運営の状況の概要及び宇治市公平委員会の業務の状況を報告します。

## ◎ 宇治市人事行政の運営の状況

- 1 職員の競争試験及び選考の状況
- 2 職員の任免及び職員数に関する状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業に関する状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況

## ◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 宇治市人事行政の運営の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験の実施状況(令和3年度中)

部局名	採用年度	一次試験日	職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
市長部局	3	R3. 4. 4	保育士	3	3	1	1
	3	R3. 4. 4	技師 (化学)	7	7	1	1
	3	R3. 4. 11	技師 (土木)	3	3	1	1
	3	R3. 5. 9	作業技師	56	51	1	1
	3	R3. 5. 30	技師 (土木)	1	1	0	0
	3	R3. 7. 4	作業技師	50	42	1	1
	3	R3. 7. 11	技師 (土木)	1	1	1	1
	4	R3. 9. 19	技師 (土木)	4	3	3	2
	4	R3. 10. 2	一般事務職	330	245	11	11
	4	R3. 10. 24	障害のある人を対象とした一般事務職	31	26	2	1
	4	R3. 12. 12	一般事務職 (図書館司書)	115	107	2	2
	4	R3. 12. 12	一般事務職 (福祉職)	12	10	2	2
	4	R4. 1. 23	保育士	11	10	2	2
	4	R4. 2. 13	技師 (土木)	3	2	2	2
	4	R4. 2. 13	作業技師	37	32	2	2
消防	4	R3. 9. 26	消防職	76	63	3	3
合 計				740	606	35	33

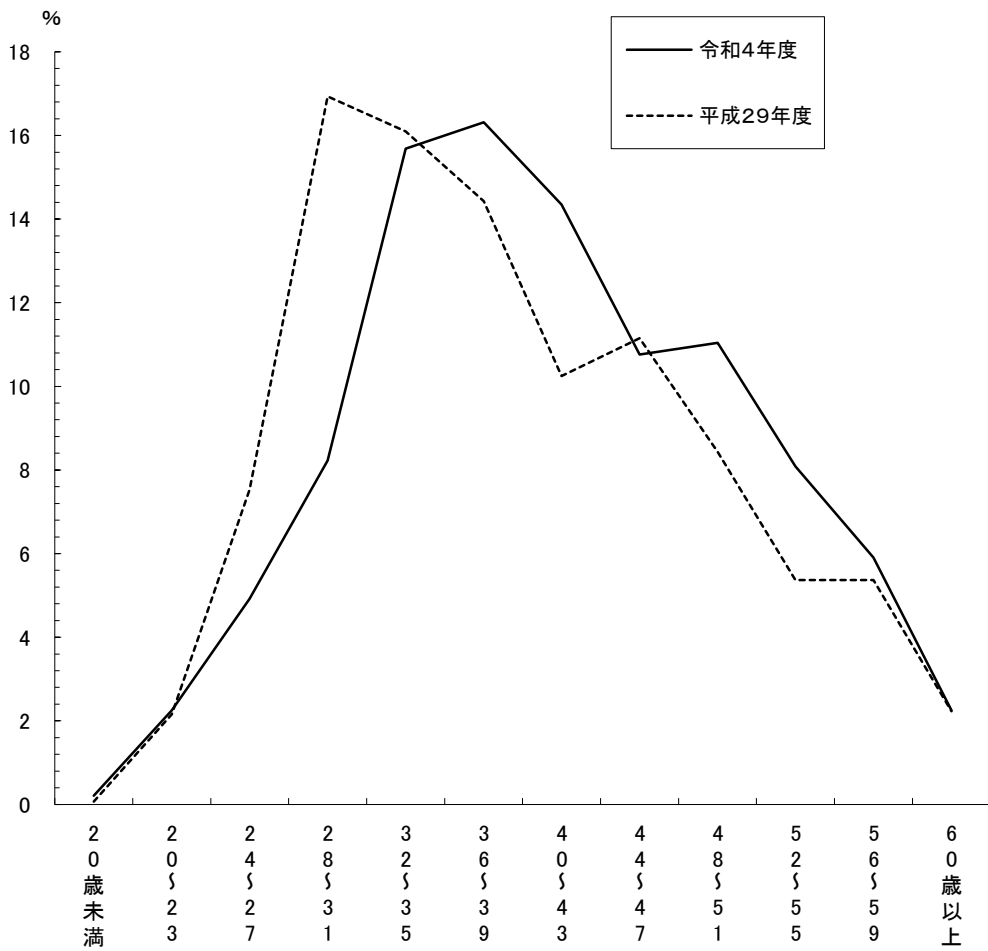
2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和3年度	令和4年度		
普通会計部門	議 会	10	10		
	総 務	187	187		
	税 務	72	72		
	民 生	287	291	4	新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務量の増加、業務体制の見直し
	衛 生	122	125	3	廃棄物処理公社への派遣、組織運営体制の見直し
	労 働	2	2		
	農林水産	15	15		
	商 工	11	14	3	公益財団法人京都産業21への派遣、歴史公園及び天ヶ瀬周遊観光施策に係る業務量の増加
	土 木	183	179	△ 4	歴史公園の整備に関する業務終了等に伴う業務体制の見直し
	計	889	895	6	
	教育部門	159	158	△ 1	退職不補充
消防部門	209	209			
小 計	1,257	1,262	5	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.91 人	
公会 営計 企部 業門 等	水 道	66	68	2	欠員補充
	下 水道	40	40		
	そ の 他	51	52	1	京都府後期高齢者医療広域連合への派遣
	小 計	157	160	3	
合 計	1,414 [1,503]	1,422 [1,503]	8	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.78 人	

- [注] ・職員数は特別職を除く一般職に属する職員であり、再任用短時間勤務職員  
 (R3:14人、R4:11人)を除いたもの  
 ・退職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除いています  
 ・[ ]内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	令和4年度	3	32	70	117	223	232	204	153	157	115	84	
平成29年度	1	31	108	243	231	207	147	160	121	77	77	32	1,435

(3) 定員管理計画の数値目標及び進捗状況

① 定員管理の数値目標

計画期間	数値目標
令和4年度～令和7年度	△20人

② 定員管理計画の年次別進捗状況(各年4月1日現在) (単位 人)

		4年度	5年度	6年度	7年度	合計		
一般行政	増 減	△ 1	0	0	0	△ 1		
	増 員	13				13		
	減 員	△ 14				△ 14		
教育	増 減	△ 1	0	0	0	△ 1		
	増 員	2				2		
	減 員	△ 3				△ 3		
公営企業 等会計	増 減	△ 1	0	0	0	△ 1		
	増 員	0				0		
	減 員	△ 1				△ 1		
合 計	増 減	△ 3	0	0	0	△ 3		
	増 員	15	0	0	0	15	計画に対する達成状況	
	減 員	△ 18	0	0	0	△ 18	△3/△20	15.0%

【注】計画期間は令和4年度から令和7年度までの4年間です

(4) 採用及び退職の状況

①採用

部局名	採用年月日	採用区分	職種	人数		
				計	男	女
市長 部局	R3. 4. 1	新規採用	一般事務	12	10	2
			保育士	7	0	7
			技師（土木）	1	1	0
		交流採用	一般事務	1	1	0
			技師（土木）	2	2	0
			R3. 5. 6	新規採用	保育士	1
	R3. 7. 1	新規採用	一般事務	1	0	1
			作業（調理）	1	0	1
	R3. 9. 1	新規採用	作業（環境）	1	1	0
	R3. 10. 1	新規採用	技師（土木）	1	0	1
水道	R3. 4. 1	新規採用	一般事務	2	1	1
	R3. 6. 1	新規採用	技師（土木）	1	1	0
			技師（化学）	1	1	0
	R3. 8. 2	新規採用	技師（土木）	1	1	0
教育	R3. 4. 1	新規採用	一般事務	1	1	0
		割愛採用	指導主事	2	1	1
消防	R3. 4. 1	新規採用	消防	3	3	0
合計				39	24	15

②退職

部局名	退職年月日	退職区分	職種	人数			
				計	男	女	
市長 部局	R3. 4. 12	普通退職	技師（土木）	1	1	0	
	R3. 5. 31	普通退職	作業（環境）	1	1	0	
	R3. 6. 30	普通退職	一般事務	1	1	0	
			作業（調理）	1	0	1	
	R4. 3. 31	普通退職	一般事務	1	0	1	
			保育士	1	0	1	
			技師（土木）	1	1	0	
		特別希望退職	一般事務	1	1	0	
			保育士	1	0	1	
		定年退職	一般事務	7	7	0	
			作業（運転）	1	1	0	
			技師（土木）	2	2	0	
		帰任		保健師	1	1	0
		割愛退職		一般事務	2	2	0
	水道	R3. 12. 15	普通退職	技師（土木）	1	0	1
R4. 3. 31		普通退職	一般事務	1	1	0	
		特別希望退職	技師（土木）	1	1	0	
		定年退職	技師（土木）	1	1	0	
教育	R4. 3. 31	普通退職	作業（用務）	1	1	0	
		特別希望退職	一般事務	1	1	0	
		定年退職	作業（調理）	1	0	1	
		割愛退職	指導主事	3	2	1	
消防	R4. 3. 31	特別希望退職	消防	2	2	0	
		定年退職	消防	3	3	0	
合計				37	30	7	

### 3 職員の人事評価の状況

#### (1) 勤務成績の評定の状況（令和3年度中）

職員の能力開発、指導育成等に反映するなど、人材育成の視点や実績を重視した人事管理を行うことを目的として、年1回実施しています。



#### 4 職員の給与の状況

##### (1) 総括

##### ① 職員給与の支払明細の例

令和4年4月分給与として支払われた標準的な職務の職員の給与支払明細の例です。

(単位：円)

A 課長 年齢 50 歳 (勤続 22 年)		B 係長 年齢 40 歳 (勤続 17 年)		C 主事 年齢 28 歳 (勤続 6 年)	
給料	417,888	給料	355,500	給料	237,200
地域手当	32,232	地域手当	22,410	地域手当	14,232
扶養手当	32,000	扶養手当	18,000	扶養手当	0
管理職手当	69,900	時間外勤務手当	12,912	時間外勤務手当	25,935
通勤手当	2,100	通勤手当	0	通勤手当	4,360
住居手当	0	住居手当	0	住居手当	27,000
<hr/>		<hr/>		<hr/>	
(支給額計)	554,120	(支給額計)	408,822	(支給額計)	308,727
長期・短期掛金	73,458	長期・短期掛金	56,826	長期・短期掛金	44,352
介護掛金	4,632	介護掛金	3,583	介護掛金	0
市共済掛金	4,178	市共済掛金	3,555	市共済掛金	2,372
所得税	15,690	所得税	12,000	所得税	6,800
住民税	25,100	住民税	31,900	住民税	15,500
<hr/>		<hr/>		<hr/>	
(控除額計)	123,058	(控除額計)	107,864	(控除額計)	69,024
差引支給額	431,062	差引支給額	300,958	差引支給額	239,703

【注】長期・短期・介護掛金は民間事業従事者の厚生年金・健康・介護保険料に相当します

② 人件費の状況（普通会計決算見込み）

年 度	住民基本 台帳人口 (R4. 1. 1)	歳 出 額 (a) (千円)	実質収支 (千円)	人 件 費 (b) (千円)	人件費率 (b)/(a)×100	(参考) 2年度の 人件費率
3年度	183,510人	71,322,746	832,806	13,213,210	18.5%	15.3%

③ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

年 度	職員数 (ア) (人)	給与費 (千円)				一人当たりの 給与費 (イ)/(ア) (千円)
		給料	期末・勤勉 手当	その他 職員手当	計(イ)	
3年度	1,257	5,011,105	2,197,689	1,276,027	8,484,821	6,750

【注】職員数は3年4月1日現在の人数。職員手当には退職手当は含まれていません

④ ラスパイレス指数（※1）の状況（各年4月1日現在）

年	宇治市	類似団体平均（※2）	全国市平均
令和 3年	101.4	100.0	98.8
令和 2年	101.6	100.1	98.9
平成31年	102.1	100.2	98.9
平成30年	102.7	100.5	99.1

【注】3年の地域手当補正後ラスパイレス指数も101.4

（※1） 地方公共団体の職員構成が、国と同じであると仮定した場合に、国の給料額を100として求められる数値

（※2） 人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料・給与月額（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額(円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)	
			(I) 地方公務員給与実 態調査の公表数値	(II) 国との比較用に 再計算した額
一般行政職	40.9	323,014	427,374	376,846
消防職	41.4	333,878	438,504	384,442
企業職	41.3	314,933	405,008	362,799
京都府の一般行政職(※5)	42.2	314,307	406,549	364,986
国の一般行政職	42.7	323,711		405,049

② 職員（技能労務職）の平均給与月額等と民間の類似職種の平均給与月額等の比較

(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢 (歳)	平均給料 月額 (円)(※3)	平均給与月額(円)(※4)		年収(B) (千円)(※6)	
			(I) 地方公務員 給与実態調査の 公表数値(A)	(II) 国との比較用 に再計算した額		
職員	技能労務職	46.4	342,449	425,162	381,703	6,867.6
	うち清掃職員	45.6	341,277	438,274	382,386	7,063.1
	うち学校給食員	47.7	350,909	392,011	387,639	6,471.4
	うち用務員 (学校・保育所)	47.1	333,192	397,913	370,724	6,422.4
区分	平均年齢 (歳)	平均給与 月額(C) (千円)	年収ベース (D)(千円) (※6)	<参考>職員と民間との比較		
				平均給与月額 (A)/((C)*1000)	年収 (B)/(D)	
民間	廃棄物処理業従業員	46.6	304.6	4,236.8	1.44	1.67
	調理士	41.2	291.5	3,884.1	1.34	1.67
	用務員	50.3	235.2	3,186.1	1.69	2.02

【注】民間データは、常用労働者（雇用期間1か月超・パートタイムを含む）が5人以上の事業所を対象とした賃金構造基本統計調査の30～2年度の平均の数値であり、職員と民間の比較は、年齢、業務内容、雇用形態などの点において、完全に一致しているものではありません

(※3) 令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均

(※4) 毎月支払われる給料と諸手当の額を合計したもの

(I) 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など、毎月支払われるすべての諸手当を含めた額

(II) 国家公務員の平均給与月額は時間外勤務手当、特殊勤務手当等を含めずに公表されているため、比較用に再計算した額

(※5) 京都府の一般行政職は、令和3年4月1日現在の数値

(※6) (A) または (C) を12倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当（年間賞与）の各職種ごとの平均支給額を加えた試算値

③ 職員の初任給（令和4年4月1日現在）（単位：百円）

区分		本市	京都府（一般行政職）	国（一般行政職）
一般行政職	大学卒	1,910	1,910	1,822
	高校卒	1,620	1,567	1,506

④ 職員の平均給料月額（経験年数・学歴別）（令和4年4月1日現在）（単位：百円）

区分		経験年数	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒		2,781	3,281	3,783
	高校卒		2,541	2,958	3,512

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別の職員数と構成比 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容 (※7)	職員数 (※8)	構成比
1級	主事、技師	17人	2.6%
2級	主事、技師	62人	9.5%
3級	主任	142人	21.8%
4級	係長、主査	195人	30.0%
5級	課長補佐、係長	89人	13.7%
6級	副課長	67人	10.3%
7級	副部長、参事、課長	66人	10.1%
8級	部長	13人	2.0%

(※7) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のこと

(※8) 本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。再任用職員を除く

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

区分	3年度支給割合 ( )内は、再任用職員		職制上の段階、職務の級等による加算措置		3年度の 1人当たり 平均支給額
	期末手当	勤勉手当	役職加算	管理職加算	期末・勤勉手当 の合計
本市	2.40 (1.35) 月分	1.90 (0.9) 月分	7～20%	1～15%	1,683 千円
京都府	2.40 (1.35) 月分	1.90 (0.9) 月分	5～20%	10～20%	
国	2.55 (1.45) 月分	1.90 (0.9) 月分	5～20%	10～25%	

② 退職手当（令和4年4月1日現在）

区分	本市		国	
	自己都合	定年等	自己都合	定年等
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置（3～30%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職期間の 在級区分により調整額を加算）		定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 退職手当の調整額（退職前60月の在職 期間の在級区分により調整額を加算）	
1人当たりの平均 支給額（※9）	2,883 千円	23,759 千円		

（※9）1人当たりの平均支給額は、3年度に自己都合、定年・特別希望で退職した職員（全職種）に支給された平均額

③ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算見込み）	333,336 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額	255,626 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
市全域	6%（国と同じ）	1,320 人

④ 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算見込み）	292,136 千円
職員1人当たりの平均支給年額	276,644 円
支給実績（2年度決算）	263,853 千円
職員1人当たりの平均支給年額	232,470 円

⑤ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算見込み）	31,676千円
支給職員1人当たりの平均	94,837円
職員全体に占める手当支給	25.3%
手当の種類（手当数）	10種

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
地方税等の共同徴収事務従事手当	京都地方税機構に派遣され地方税又は国民健康保険料の徴収業務に従事する職員	地方税又は国民健康保険料の徴収業務	月額1,200円
感染症等の防疫作業従事手当	感染症等の防疫作業に従事した職員	感染症の患者等の救護、家畜伝染病にかかっている家畜等の隔離、病原体に汚染された物件の消毒等	1回500円 又は日額3,000円
行旅病人等の救護等従事手当	行旅病人等の収容及び護送に従事した職員	行旅病人等の収容及び護送	死亡者1回1,000円 その他1回500円
ごみ収集作業等従事手当	ごみ収集作業等に従事した職員	ごみ収集作業等	1日600円（特別収集期間は1時間600円）
生活保護のケースワーク業務従事手当	生活保護のケースワークに従事する職員	生活保護のケースワーク業務	月額3,000円
消防職員火災出動手当	消防職員	火災等発生により出場し、消火作業等に従事したとき	1回300円
消防職員救急出動手当	消防職員	救急業務により出場したとき	救急救命士 1回400円 その他 1回300円
消防職員機関員手当	消防職員	緊急車両の運転に従事したとき	大型車1当務300円 普通車1当務200円
消防職員高所作業手当	消防職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所での救助活動又は救助訓練等を実施したとき	1当務200円
道路の維持補修業務従事手当	道路の維持補修業務に従事した職員	道路の維持補修業務	1日400円
下水道管路清掃点検従事手当	企業職員	下水道管路の清掃又は点検の作業に従事したとき	1日500円

【注】特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当のこと

⑥ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同と その内容	支給実績 3年度決算見込み	支給職員
				1人当たりの 平均支給額
扶養手当	配偶者（扶養手当対象の子あり） 9,000円 配偶者（扶養手当対象の子なし） 9,500円 子 9,000円 父母等 6,500円 配偶者のない職員の子1人目 10,000円 配偶者のない職員の父母等1人目 8,000円	<異なる> 配偶者 6,500円 子 10,000円	174,651 千円	255,712円
住居手当	借家・借間最高支給限度額 27,000円 住居手当が支給されない 借家・借間の家賃額 3,000円以下	<異なる> 借家・借間最高支給限度額 28,000円 住居手当が支給されない借家・借間の家賃額 16,000円以下	84,146 千円	290,158円
通勤手当	通勤距離が2キロ以上の職員に支給 交通機関利用者は6か月定期代で支給 交通用具利用者は距離に応じて支給 月額支給限度額 55,000円	<異なる> 交通用具利用者の通勤距離に応じての支給額が異なる。 （交通用具利用者の用具の区分は分かれていない。）	105,191 千円	97,761円
管理職手当	管理職の職務・職責に応じ、役職別に定額で支給 54,300円～102,400円	<支給額が異なる> 34,900円～139,300円	154,392 千円	812,589円
休日勤務手当	祝日法による休日等において勤務した場合 時間単価×135/100	同じ	110,276 千円	297,240円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、現に勤務した場合、その間に勤務した全時間に対して支給 時間単価×25/100	同じ	18,924 千円	109,388円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合に支給 週休日又は休日に4時間を超える勤務をした場合 6,000円～10,000円 勤務時間が8時間超の場合は単価×150/100 平日深夜に1時間を超える勤務をした場合 3,000円～5,000円	<異なる> 勤務時間が1時間以上の場合に支給	7,399 千円	49,656円
単身赴任手当	異動等により従前の住居から異動後の部署に通勤することが困難なため、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居して職員が単身で転居し、生活する場合に支給 30,000円に職員と配偶者の住居間の距離に応じて加算を行った額	同じ	0千円	0円

【注】時間外勤務手当・休日勤務手当について、12月29日から翌年1月3日の間は時間単価×150/100で支給しています



(5) 特別職等の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	年間支給額	給料月額		期末手当
		減額前	減額後(※10)	
	$C \times 12 \text{月} + D$		$B - B \times (\text{※10の減額率})$	$(B + \text{加算額(※11)}) \times 3.25 \text{月}$
	A	B	C	D
市長	16,151,874 円	1,075,000 円	967,500 円	4,541,874 円
副市長	13,662,174 円	895,000 円	823,400 円	3,781,374 円
教育長	12,077,224 円	785,000 円	730,050 円	3,316,624 円

区分	任期	退職手当		任期内収入	
		支給割合	支給額	総収入	1年あたり
	年数	年支給率	$\text{給料月額} \times \text{任期(年)} \times \text{年支給率}$ $B \times E \times F$	$\text{年間支給額} \times \text{任期(年)} + \text{退職手当}$ $A \times E + G$	$\text{任期内総収入} \div \text{任期(年)}$ $H/E$
	E	F	G	H	I
市長	4年	390/100	16,770,000 円	81,377,496 円	20,344,374 円
副市長	4年	280/100	10,024,000 円	64,672,696 円	16,168,174 円
教育長	3年	225/100	5,298,750 円	41,530,422 円	13,843,474 円

区分	年間支給額	報酬月額	期末手当
	$K \times 12 \text{月} + L$		$(K + \text{加算額(※11)}) \times 3.25 \text{月}$
	J	K	L
議長	10,302,874 円	635,000 円	2,682,874 円
副議長	9,491,624 円	585,000 円	2,471,624 円
議員	8,680,374 円	535,000 円	2,260,374 円

【注】市長・副市長・教育長（以下、市長等）には、このほか、通勤手当（一般職と同じ）が支給されます。市長等及び市議会議員の給料月額等は、市長が特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申を基に議会の議決を経て改定されます。

（※10）平成30年4月1日～当分の間、市長の給料を10%減額、副市長の給料を8%減額、教育長の給料を7%減額としています。

（※11）期末手当の基礎額に算入している加算額は、国の内閣総理大臣などの特別職及び国会議員その他の地方公共団体においても規定されており、本市においてはその率を30%としています。

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般的な勤務時間の状況 (令和4年4月1日現在)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日 (日曜日及び土曜日)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 1月2日、3日及び12月29日から31日まで

※ 特別の勤務に従事する職員については別途定めています。

(2) 年次休暇取得状況 (令和3年度中)

総付与日数 (日)	総取得日数 (日)	全対象職員数 (人)	平均取得日数 (日)	消化率 (%)
23,071.0	9,704.4	616	15.8	42.1%

- (注) 1 年次休暇は、1年度につき20日(新規採用職員については、採用月別の基準による日数)付与され、取得しなかった日数は翌年に繰り越すことができます。
- 2 全対象職員とは、4月1日から3月31日までの全期間在職した一般職員(非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで勤務する職員)であり、当該期間内の途中採用者及び退職者並びに育児休業取得者等を除いています。

(3) 特別休暇の状況 (令和4年4月1日現在)

種 類	日 数 等
服喪休暇	続柄により1～10日以内
結婚休暇	8日以内
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合、6日以内 体外受精や顕微授精を行う場合は10日以内
生理休暇	執務困難のとき、毎潮3日以内
産前休暇	出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
産後休暇	出産日の翌日から8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間（最大で3週間）
妊婦の通院休暇	定期的に通院する必要があるとき、4週間につき1日 妊娠満24週以上の場合、医師が必要と認めた場合
妊婦の時間短縮休暇	出勤及び退庁のとき、それぞれ30分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回60分以内
男性職員の育児参加及び配偶者の出産に係る休暇	配偶者が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間までの期間において8日以内
育児休暇	生後満1年に達しない子を育てるとき、1日2回それぞれ45分 通勤時間等の関係からやむを得ないと認められる者は1日1回90分以内
ファミリーサポート休暇	①子を看護する場合 ②子が受ける予防接種、健康診断又は健康診査への付添いの場合 ③子が在籍し又は在籍することとなる学校等が実施する行事に出席する場合 ④保育所等入所時の慣らし保育期間中における受入時間外に子の保育をする場合 子が未就学児の場合8日以内、小学生の場合7日以内、中学生の場合5日以内
短期介護休暇	配偶者等の家族の介護その他の世話をする必要が生じた場合、要介護者1人・要介護状態1回・1休暇年度につき10日以内
父母の祭忌の休暇	1休暇年度につき1日以内
夏季休暇	6日以内
ドナー休暇	骨髄バンクへの登録又は骨髄若しくは末梢血管細胞を提供する場合等、必要と認められる期間
ボランティア休暇	自発的かつ報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合、1休暇年度につき5日以内
傷病休暇	公務上又は通勤による負傷若しくは疾病の場合、必要と認められる期間 公務外の結核性疾患の場合、1年以内 公務外の負傷又は結核性疾患以外の疾病の場合、6月以内
その他の休暇	①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断等により勤務が不可能となった場合 ②風水震災火災その他非常災害によりり災し、又は交通遮断等不可抗力の原因により勤務が不可能となった場合 ③裁判員・証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合 ④選挙権その他公民としての権利を行使する場合

(4) 介護休暇の取得状況（令和3年度中）

①承認期間別

部 局 名 等		取得者数	承 認 期 間					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
市長部局等	男性職員	1	0	0	0	1	0	0
	女性職員	1	1	0	0	0	0	0
	計	2	1	0	0	1	0	0
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	0	0	1	0	0
	女性職員	1	1	0	0	0	0	0
	計	2	1	0	0	1	0	0

②要介護者（職員との続柄）別

部 局 名 等		取得者数	要介護者の続柄							
			配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
市長部局等	男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	0	0	0	0	0	0
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	0	0	0	0	0	0

6 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和3年度中）

①育児休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	13	1	10	3	0	0	0	0
	女性職員	43	18	0	0	3	8	29	3
	計	56	19	10	3	3	8	29	3
水 道	男性職員	4	0	3	1	0	0	0	0
	女性職員	3	2	0	0	0	1	1	1
	計	7	2	3	1	0	1	1	1
教 育	男性職員	2	0	2	0	0	0	0	0
	女性職員	5	2	0	0	1	1	3	0
	計	7	2	2	0	1	1	3	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	1	1	0	0	0	0	1	0
	計	1	1	0	0	0	0	1	0
合 計	男性職員	19	1	15	4	0	0	0	0
	女性職員	52	23	0	0	4	10	34	4
	計	71	24	15	4	4	10	34	4

(注) 当該年中に2度取得した者を2とカウントしています。

②部分休業

部 局 名 等		取得者数	前年より 引き続き 取得して いる者	承 認 期 間					
				3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 1年以下	1年超 2年以下	2年超
市長部局等	男性職員	2	0	0	0	0	1	1	0
	女性職員	13	2	0	0	0	8	1	4
	計	15	2	0	0	0	9	2	4
水 道	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	0	0	1	0	0	0	1
	計	0	0	0	1	0	0	0	1
教 育	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	2	0	0	1	0	0	1	0
	計	2	0	0	1	0	0	1	0
消 防	男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	男性職員	2	0	0	0	0	1	1	0
	女性職員	17	2	0	2	0	8	2	5
	計	19	2	0	2	0	9	3	5

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分及び懲戒処分の種類及び件数（令和3年度中）

①分限処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数					
		計	勤務実績が良くない場合	心身の故障の場合	職に必要な適格性を欠く場合	定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	刑事事件に関し起訴された場合
市長部局等	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	35	0	35	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
水 道	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	16	0	16	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
教 育	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	1	0	1	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
消 防	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	0	0	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0
合 計	降 任	0	0	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0	0	0
	休 職	52	0	52	0	0	0
	降 給	0	0	0	0	0	0

②懲戒処分

部局名	種 類	処 分 事 由 及 び 件 数			
		計	法令に違反した場合	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
市長部局等	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
水 道	戒 告	0	0	0	0
	減 給	1	1	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	1	0	0	1
教 育	戒 告	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
消 防	戒 告	0	0	0	0
	減 給	1	1	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	0	0	0	0
合 計	戒 告	0	0	0	0
	減 給	2	2	0	0
	停 職	0	0	0	0
	免 職	1	0	0	1

8 職員の服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除の状況 (令和4年4月1日現在)

内 容 等
研修を受ける場合
厚生に関する計画の実施に参加する場合
地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分の不服申し立てをし、及びその審理に出頭する場合
地方公務員法第55条第11項の規定による不満の表明又は意見の申出をする場合
深夜または徹夜の時間外勤務者に対する休養時間
任命権者の承認を得て本務以外の職を兼務する者が、その職に属する事務を行う場合
他の機関又は団体から委嘱を受け、講演、講義等を行う場合で任命権者が必要があると認めるもの
市の慶弔に属する事務に、任命権者の命により従事する場合
その他市長が特に認めた場合

(注) 任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間について職務に専念する義務を免除されることができます。

(2) 営利企業従事許可の件数及び内容 (令和3年度中)

部 局 名	許可件数	内 容
市長部局	8	消防団活動事業、令和3年度京都式部活サポート事業の外部指導者、令和3年度社会生活基本調査、選挙投票管理者、同志社大学大学院総合政策科講師
上下水道	2	サッカーの審判ボランティア、防火防災活動・各種訓練
教育	15	農業、Jリーグ審判員、空手道の指導、スポーツ推進委員、講演、寄稿、審査員、フィギュアスケート指導員、執筆
消防	16	令和3年経済センサス活動調査、令和3年度社会生活基本調査
合計	41	件

## 9 職員の退職管理の状況

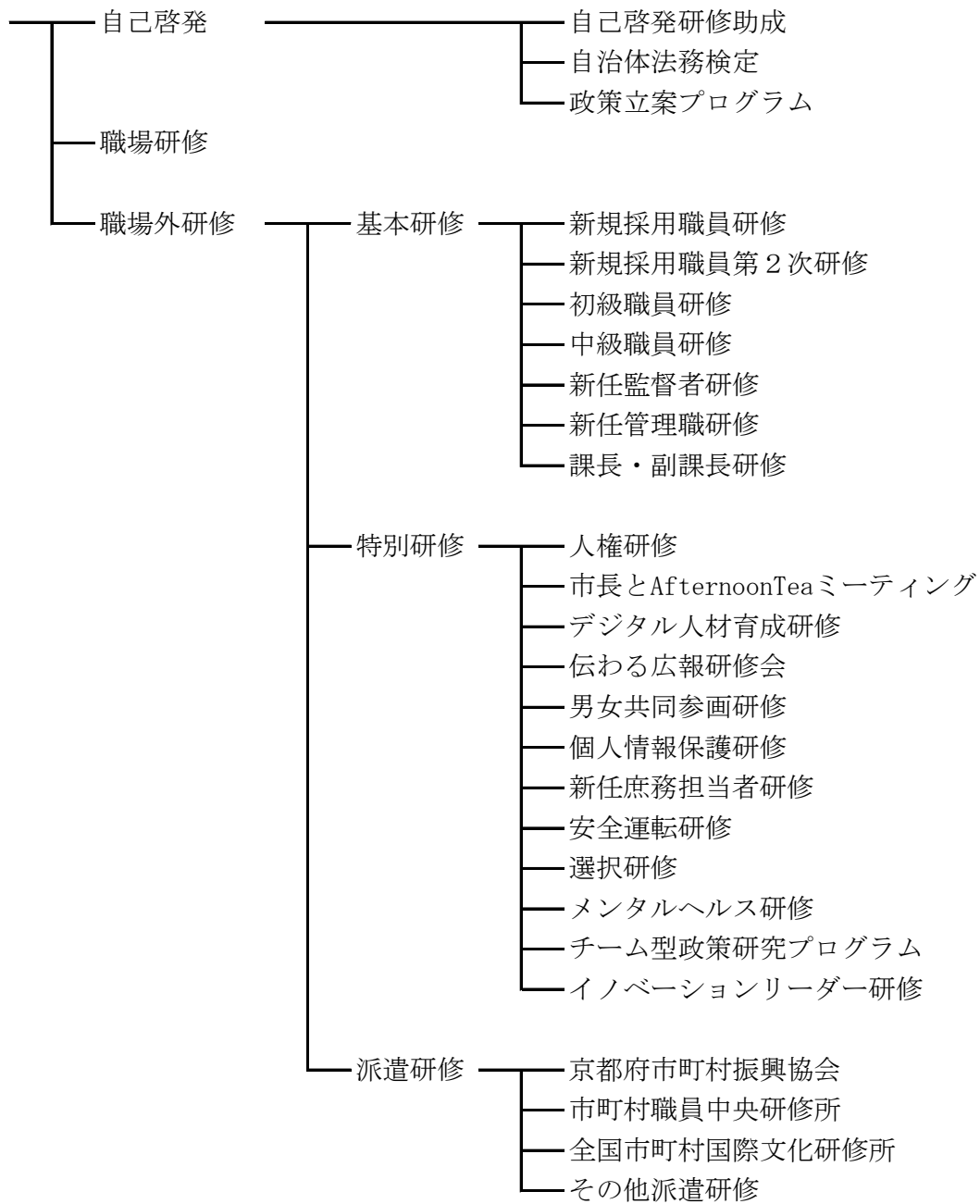
### (1) 再就職情報の管理の状況

宇治市職員の退職管理に関する規則（平成28年4月1日施行）に基づいて、営利企業等に再就職した元職員に対し、退職後2年間は、離職前の職務に関して、現職職員等への働きかけを禁止しています。



# 10 職員の研修の状況

## (1) 職員研修の体系（令和4年度）



(2) 職員研修の実施状況（令和3年度中）

<基本研修>

研修名	受研者数
新規採用職員研修	34人
新規採用職員第2次研修	65人
初級職員研修	39人
中級職員研修	41人
新任監督者研修	29人
新任管理職研修	32人
課長・副課長研修	69人
小計	309人

<特別研修>

研修名	受研者数
人権研修	
基本研修時実施分	224人
児童虐待防止セミナー	2人
市長とAfternoonTeaミーティング	29人
男女共同参画研修	
基本研修時実施分	124人
育児パパセミナー	16人
個人情報保護研修	
基本研修時実施分	34人
マイナンバー制度研修	315人
新任庶務担当者研修	15人
安全運転研修	
新規採用職員研修時	23人
交通安全研修	25人
安全運転技能研修	-
安全運転実技指導研修	26人
警察官の指導による安全運転実技研修	5人
選択研修	54人
メンタルヘルス研修	165人
健康管理研修	260人
京都府市町村職員共済組合主催研修	40人
チーム型政策研究プログラム	12人
イノベーションリーダー研修	18人
小計	1,387人

<職場研修>

研修名	受研者数
福祉こども部及び健康長寿部合同部内研修	61人
こども福祉課職員研修	11人

保育所職員研修	91人
技術職員研修	22人
上下水道部職員研修	24人
教育部職員研修	117人
消防職員研修	191人
小計	517人

<自己啓発>

研修名	受研者数
自己啓発	1人
通信教育講座	3人
自治体法務検定	17人
小計	21人

<派遣研修>

研修名	受研者数
京都府市町村振興協会	80人
全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）	2人
京都府	10人
各課実務研修	47人
小計	139人

合計

研修名	受研者数
基本研修	309人
特別研修	1,387人
職場研修	517人
自己啓発	21人
派遣研修	139人
合計	2,373人

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況（令和3年度）

市職員共済組合に補助金を交付し、市職員共済組合により福利厚生事業が実施されています。

区 分	元気回復・保健事業 (市の負担)	給付事業 (職員の掛金)
決算額	25,873,809円	57,367,110円
内 容	◎人間ドック助成 ◎福利厚生外部委託 ◎文化芸術補助 など	◎結婚祝金 ◎出産祝金 ◎傷病見舞金 ◎弔慰金 など

(2) 公務災害及び通勤災害の状況

①認定件数（令和3年度中）

部 局 名	認 定 件 数		
	計	公務災害	通勤災害
市長部局等	5	4	1
水道	1	0	1
教育	1	1	0
消防	2	2	0
合計	9	7	2

②地方公務員災害補償基金負担金（令和3年度確定負担金）

職 員 区 分	人数	確定負担金
義務教育学校職員以外の教育職員	161	1,189,488円
消防職員	212	3,827,719円
電気・ガス・水道事業職員	107	1,128,917円
清掃事業職員	85	2,523,942円
その他職員	866	5,984,157円
合 計	1,431	14,654,223円

(3) 措置要求及び審査請求の状況（令和3年度中）

職員の権利は、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の制度により保護されています。これらの制度の状況は、「宇治市公平委員会の業務の状況」のとおりです。

◎ 宇治市公平委員会の業務の状況

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和3年度中）  
該当なし
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況（令和3年度中）

区分		新規	前年度からの繰越し	計
審査請求		0	0	0
判定	審査請求却下	0	0	0
	処分承認	0	0	0
	処分修正	0	0	0
	処分取消し	0	0	0
審査請求取下げ		0	0	0
翌年度への繰越し		0	0	0